

目次

民間事業者による信書の送達に関する法律参照条文

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）
 - ・ 第一条
 - ・ 第五条第二項
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）
 - ・ 第二条
 - ・ 第三条
- 三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）
 - ・ 第十三条
 - ・ 第十五条第一項及び第三項
 - ・ 第十七条第一項
 - ・ 第十九条
- 四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）
 - ・ 第八条

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則参照条文

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）
 - ・ 第二条
 - ・ 第三条
- 二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
 - ・ 第七条第一項
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
 - ・ 第二百五十二条の十九第一項
- 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）
 - ・ 第二条第一項

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準参照条文

- 一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）
 - ・ 第二十九条
- 二 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）
 - ・ 第四十条
 - ・ 第四十一条
- 三 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）
 - ・ 第八条
 - ・ 第九条
- 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
 - ・ 第百条
 - ・ 第二百二十二条第一項
- 五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）
 - ・ 第二十二條の二第一項
 - ・ 第六十六條の二第一項
 - ・ 第七十四條の二
 - ・ 第七十五條第一項第七号

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第五条（事業の独占）（略）

2 公社（契約により公社のため郵便の業務の一部を行う者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

3・4（略）

○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）（抄）

第二条「国民の祝日」を次のように定める。

元 日	一 月 一 日	年のはじめを祝う。
成人の日	一月の第二月曜日	おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春 分 日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	四月二十九日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	五 月 三 日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	五 月 四 日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	五 月 五 日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海 の 日	七月の第三月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
敬老の日	九月の第三月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋 分 日	祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
体育の日	十月の第二月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	十一月三日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	十一月二十三日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。
天皇誕生日	十二月二十三日	天皇の誕生日を祝う。

第三条「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める

意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2・3 (略)

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則参照条文

○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（抄）

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 元日 | 一月一日 | 年のはじめを祝う。 |
| 成人の日 | 一月の第二月曜日 | おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。 |
| 建国記念の日 | 政令で定める日 | 建国をしのび、国を愛する心を養う。 |
| 春分の日 | 春分日 | 自然をたたえ、生物をいつくしむ。 |
| 昭和の日 | 四月二十九日 | 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。 |
| 憲法記念日 | 五月三日 | 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。 |
| みどりの日 | 五月四日 | 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。 |
| こどもの日 | 五月五日 | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。 |
| 海の日 | 七月の第三月曜日 | 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。 |
| 敬老の日 | 九月の第三月曜日 | 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。 |
| 秋分の日 | 秋分日 | 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。 |
| 体育の日 | 十月の第二月曜日 | スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。 |
| 文化の日 | 十一月三日 | 自由と平和を愛し、文化をすすめる。 |
| 勤労感謝の日 | 十一月二十三日 | 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。 |
| 天皇誕生日 | 十二月二十三日 | 天皇の誕生日を祝う。 |

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝

日」でない日を休日とする。

- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（外国為替相場）

第七条 財務大臣は、本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場を定め、これを告示するものとする。

2・3 （略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 （略）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

- 一 次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。
- イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除

して得た数値（以下「三十五年間人口減少率」という。）が〇・三以上であること。

ロ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。

ハ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。

2 (略)

附 則

(この法律の失効)

第三条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準参照条文

〇関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

(保税地域の種類)

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

〇郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抄）

第四十条（引受けの際の申告及び開示） 公社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

2 前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、公社は、差出人にその開示を求めることができる。

3 差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、公社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

第四十一条（取扱中に係る郵便物の開示） 公社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

2 差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、公社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

〇消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）（抄）

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過

- 失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
- 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
- (消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数
が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わ
ない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合
算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、
当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を
控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える
部分

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百条 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に
関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し
押え、又は提出させることができる。

2 前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通
信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足り
る状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

3 前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第二百二十二条 第九十九条、第百条、第百二条乃至第百五条、第百十条乃至第百十二条、第
百十四条、第百十五条及び第百十八条乃至第百二十四条の規定は、検察官、検察事務官又は
司法警察職員が第百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は搜索につ

いて、第一百十条、第一百十二条、第一百十四条、第一百十八条、第一百二十九条、第一百三十一条及び第一百三十七条乃至第一百四十条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第一百二十二条乃至第一百二十四条に規定する処分をすることができない。

2～7 (略)

○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）

第二十二條の二 車両の運転者が前條の規定に違反する行為（以下この條及び第七十五條の二第一項において「最高速度違反行為」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この條において同じ。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 (略)

（過労運転に係る車両の使用者に対する指示）

第六十六條の二 車両の運転者が前條の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下この條及び第七十五條の二第一項において「過労運転」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この條において同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 (略)

（安全運転管理者等）

第七十四條の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この條において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五條の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第一百八條の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したと

きも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第八十二条第二項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

(罰則 第一項、第四項及び第六項については第二百二十条第一項第十一号の三、第二百二十三条第五項については第二百一十一条第一項第九号の二、第二百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条及び第七十五条の二第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六 (略)

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)

2～11 (略)